

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和二年十一月二十四日

広島県收用委員会会長 鳥谷部兼

通知を受けるべき者

住 所	土 地 所 有 者 名
広島県広島市安佐南区東原三丁目二九番三九一一〇三号	土橋 一範
不明 ただし、土地登記簿記載の住所	不明 ただし、登記記録の権利部所有者名義人
東広島市西条町大字西条六六三番地	佐竹 利市
不明 ただし、土地登記簿記載の住所	不明 ただし、登記記録の権利部所有者名義人
東広島市西条町大字西条九二八番地	福重 群之
不明 ただし、土地登記簿記載の住所	不明 ただし、登記記録の権利部所有者名義人
東広島市西条町大字西条八九三番地	光田 芳男
不明 ただし、土地登記簿記載の住所	不明 ただし、登記記録の権利部所有者名義人
東広島市西条町大字西条八六九番地の二	渡辺 貞一
不明 ただし、土地登記簿記載の住所	不明 ただし、登記記録の権利部所有者名義人
東広島市西条町大字西条八六九番地の二	重政 正利

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

東広島都市計画道路事業三・五・一〇号吉行泉線及び三・四・六号西条中央巡回線に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所 在 地	地 番	地 目	地 積
面 積 (² m)	公 簿 (² m)	現 況	公 簿 (² m)
西条市 東広島市 広島県	六四七番一	宅地	宅地
西条市 東広島市 広島県	三三二七・三一	公簿 (² m)	公簿 (² m)
西条市 東広島市 広島県	三三二七・三一	実測 (² m)	実測 (² m)
西条市 東広島市 広島県	一六五・〇四	面積 (² m)	面積 (² m)

四

通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

(注意) 右書類を受領しないときは、令和三年一月十四日にその通知があつたものとみなされます。

加島縣二万建築局二万建築總務課